

GoTo トラベルキャンペーンについて

全旅連青年部 政策担当副部長

全旅連青年部が推奨する「STAYNAVI (ステイナビ)」については、8月13日現在で1万500施設強となり、組合員へは案内当初、FAX 未送信や ID 未記載などの不備があり多大なるご迷惑とご心配をおかけしました。

現在、GoTo トラベルの登録申請期限は下記の通りとなっておりますので未登録の事業者につきましてはご参考いただき登録作業を進めていただくようお願いいたします。

引き続き、業界における「直販」の位置づけを強めるためのご協力をお願い申し上げます。

GoTo トラベルの登録申請につきましては3パターンございます。

パターンA 旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合

パターンB 直接販売で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合（※第三者機関は必要）

パターンC 直接販売で、第三者機関が給付金の申請を行う場合（※STAYNAVI 登録）

【パターンA、パターンC】については情報登録申請が必要で、この期限は8月31日までとなっております。先般よりお伝えしている通り「STAYNAVI(ステイナビ)」サイトに施設情報登録をされた事業者は、ステイナビからの審査完了メールの受信時点でGoTo トラベル事務局にパターンCでの施設情報登録済みとなります。

【パターンB】については、GoTo トラベル事業者向け申請サイト等から仮給付枠申請を行った事業者が当てはまり、8月21日までに給付枠の本申請が必要となっております。

※Bパターンを選択し本申請を行わなかった場合は、現在まで宿泊されたお客様の還付対象施設からも外れることとなりますので、特にお気をつけください。

【GoTo トラベル事業者向け申請サイト】

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【GoTo トラベル宿泊事業者一覧】

https://biz.goto.jata-net.or.jp/common/list/20200812_1300_shukuhaku.pdf

【「STAYNAVI(ステイナビ)」GoTo トラベルキャンペーン特設サイト】

※全旅連ではCパターンでの登録はこのサイトからの登録を推奨しております。

<https://gotoinfo.staynavi.direct/>

問合せ先 03-5050-0318 (受付時間：9：00～18：00)

【GoTo トラベル 宿泊事業者の方へ登録申請について】

※何度も申し上げますが、「STAYNAVI」サイトでの施設情報登録を行なった施設は改めて登録の必要はありません。すでに登録済み施設の皆様は下記 URL から再申請しないようご注意ください。

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/yado/>

【GoTo トラベル事務局コールセンター】

2020年8月1日(土)～ 事業終了まで

ナビダイヤル 0570-017-345

受付時間：10：00～19：00 年中無休

IP 電話等からのお問い合わせ先 03-3548-0525

受付時間：10：00～17：00 土日祝・年末年始休み